

資金管理業務規程の変更 新旧対照表

新	旧
<p>(再資源化等預託金の払渡しに要する書類)</p> <p>第20条 資金管理センターは、<u>再資源化等預託金</u>の払渡しにあたっては、請求書のほか、情報管理部が法第85条第1項の規定による請求を受けて交付する書類等であって、当該自動車製造業者等又は再資源化支援部が当該特定再資源化等物品を確実に引取ったことを証する事項が記載又は記録されたものの提出を受け、その旨を検証する。</p> <p>2 略</p>	<p>(再資源化等預託金の払渡しに要する書類)</p> <p>第20条 資金管理センターは、<u>再資源化預託金等</u>の払渡しにあたっては、請求書のほか、情報管理部が法第85条第1項の規定による請求を受けて交付する書類等であって、当該自動車製造業者等又は再資源化支援部が当該特定再資源化等物品を確実に引取ったことを証する事項が記載又は記録されたものの提出を受け、その旨を検証する。</p> <p>2 略</p>
<p><u>第10章 決算レビュー等及び情報公開</u></p> <p><u>(決算レビューの実施)</u></p> <p>第30条 資金管理センターは、四半期毎及び年度の決算報告書について、本財団から独立した第三者によるレビューを受ける。</p> <p>2 資金管理センターは、前項に規定するレビューの結果について、資金管理業務諮問委員会に報告するものとする。</p>	<p><u>第10章 外部監査及び情報公開等</u></p> <p><u>(外部監査の実施)</u></p> <p>第30条 資金管理センターは、監査規程に基づき、監査法人による会計監査及び業務監査を受ける。</p>
<p><u>(合意された手続の実施)</u></p> <p>第31条 資金管理センターの業務については、毎年、本財団から独立した第三者が本財団との間で合意された手続による調査を実施する。</p> <p>2 本財団は、前項に規定する合意された手続の結果について、資金管理業務諮問委員会に報告するものとする。</p>	<p><u>(監査結果の報告)</u></p> <p>第31条 前条の監査の結果は、資金管理業務諮問委員会、監事及び理事会に報告されるものとする。</p>

<別紙> 再資源化預託金等の運用の基本方針

* 全面的に変更したため、変更箇所に係る下線は省略。

新	旧														
<p>I. 総則</p> <p>1. 運用の目的</p> <p>再資源化預託金等は自動車所有者から預託されるものであり、これを安全確実に管理運用することが資金管理センターの役割であることに鑑み、資金管理センターは、再資源化預託金等の運用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、忠実に業務を遂行することとする。</p>	<p>I. 再資源化預託金等の運用の目的・目標</p> <p>○再資源化預託金等は自動車所有者から預託されるものであり、これを安全確実に管理運用することが資金管理センターの役割であることに鑑み、資金管理センターは、再資源化預託金等の運用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、忠実に業務を遂行することとする。</p>														
<p>2. 運用の目標</p> <p>運用収益の獲得に関しては、元本確保を前提とし、その上で一定程度市場の金利動向を踏まえたものとする。</p>	<p>○運用収益の獲得に関しては、元本確保を前提とし、その上で一定程度市場の金利動向も踏まえたものとする。</p>														
<p>3. 資産構成</p> <p>(1) 運用対象資産</p> <p>運用対象資産は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第97条第1項及び平成16年経済産業・環境省告示第5号に規定するもののうち、以下に掲げるものとする。ただし、平成30年10月15日付で実施した変更の前に取得した社債については、なお従前の例による。</p> <p>①債券</p> <p>(ア) 国債</p> <p>(イ) 地方債</p> <p>(ウ) 特別の法律により設立された法人の発行する債券（政府が保証するもの、又は信用格付業者のいずれかより最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。）</p> <p>②その他</p> <p>(ア) 金融機関への預金（信用格付業者のいずれかより短期債務格付が最上位より二番目以上のものを付与されたものであること。）</p> <p>(イ) 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託（信用格付業者のいずれかより長期債務格付が最上位より二番目以上のものを付与されたものであること。）</p> <p>なお、信用格付業者とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第36項及び第66条の27の規定に基づき、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。</p>	<p>II. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成</p> <p>1. 運用対象資産の範囲</p> <p>○使用済自動車の再資源化等に関する法律第97条第1項に規定する運用方法の限定を前提に、元本確保の必要性に鑑みて、運用対象資産の範囲を以下のとおりとする。</p> <p>○以下の①～⑤の運用資産については、途中売却は原則不可とし、満期までの保有を原則とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">運用対象資産</th> <th style="text-align: center;">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①国債</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②地方債</td> <td>・信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>③特別の法律により設立された法人の発行する債券</td> <td>・政府が保証するもの、又は信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>④特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（いわゆる金融債）</td> <td>・信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>⑤社債（⑥に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く）</td> <td>・信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑥金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げる約束手形（いわゆる約束手形CP）及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債（いわゆるペーパーレスCP）</td> <td>・信用格付業者のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。</td> </tr> </tbody> </table>	運用対象資産	条件	①国債	—	②地方債	・信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	③特別の法律により設立された法人の発行する債券	・政府が保証するもの、又は信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	④特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（いわゆる金融債）	・信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	⑤社債（⑥に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く）	・信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。	⑥金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げる約束手形（いわゆる約束手形CP）及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債（いわゆるペーパーレスCP）	・信用格付業者のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。
運用対象資産	条件														
①国債	—														
②地方債	・信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。														
③特別の法律により設立された法人の発行する債券	・政府が保証するもの、又は信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。														
④特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（いわゆる金融債）	・信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。														
⑤社債（⑥に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く）	・信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。														
⑥金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げる約束手形（いわゆる約束手形CP）及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債（いわゆるペーパーレスCP）	・信用格付業者のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。														

	⑦金融機関への預金（大口定期預金、譲渡性預金等を含む）	・銀行については、信用格付業者のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。
	⑧信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託	
	<p>注1. 信用格付業者とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第36項及び同法第66条の27の規定に基づき、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。 （参考）信用格付業者は、金融庁のホームページに掲載される。</p> <p>2. 運用対象資産の構成</p> <p>○資金運用は、運用対象資産たる国債、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券、金融債、社債の組み合わせによって、満期保有を前提としたいわゆるラダー型の運用を原則とし、これら債券の種別は、以下の（ア）（イ）（ウ）のとおりとする。</p> <p>（ア）国債 （イ）特別の法律により設立された法人の発行する債券（政府が保証するもの） （ウ）地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券（政府保証のないもの）、金融債及び社債</p> <p>○元本確保の前提の観点から、平成25年1月1日以降において取得する債券の種別は、上記（ア）及び（イ）とする。また、当該事業年度において取得する上記（イ）の比率は、上記（ア）の取得比率を超えない範囲とする。</p> <p>○その他、自動車製造業者等及び情報管理センターへの再資源化預託金等の払渡し等に必要な流動性資金の確保のため、金融機関への預金（大口定期預金、譲渡性預金等を含む）、CPを分散して利用する。</p> <p>○保有する債券等の資産管理実務を資産管理機関（会社）へ外部委託する場合に、資産管理機関（会社）に設定した口座に生じる一時的な滞留資金を管理するために、金銭信託を利用する。</p>	
<p>（2）ラダー型運用</p> <p>満期保有を原則とするラダー型運用とする。ラダー型運用の期間は自動車の平均使用年数を考慮した期間とする。</p>	<p>○ラダー型運用の期間については、自動車の平均使用年数等を考慮した各年限の必要残高に応じたものとする。</p>	
<p>（3）保有銘柄の格付引下げ時及び格付廃止時、金融機関の短期債務格付引下げ時の対応</p> <p>①取得後に全ての信用格付業者による格付が最上位から二番目未満となった債券については、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。また、全ての信用格付業者による格付が最上位から三番目未満になった場合には、原則として売却を行う。</p> <p>②取得後に全ての信用格付業者による格付が廃止された債券については、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。</p> <p>③金融機関への預金については、全ての信用格付業者による短期債務格付が最上位から二番目未満になっ</p>	<p>注2. 保有銘柄の格付引下げ時の対応</p> <p>：取得後に全ての信用格付業者による格付が最上位から二番目未満となった債券については、速やかに代表理事まで報告を行い、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。全ての信用格付業者による格付が最上位から三番目未満になった場合には原則売却を行う。</p> <p>：取得後に全ての信用格付業者による短期債務格付けが最上位から二番目未満となったCPについては原則として売却を行う。</p>	

<p>た場合には、原則として解約する。</p>	<p>注3. 金融機関の短期債務格付け引下げ時の対応 : 金融機関への預金については全ての信用格付業者による短期債務格付けが最上位から二番目未満になった場合には原則解約とする。</p> <p>注4. 保有銘柄の格付取下げ・撤回時の対応 : 取得後に全ての信用格付業者が付与していた格付を取下げ・撤回した債券については、速やかに代表理事まで報告を行い、「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」(第26回資金管理業務諮問委員会)を踏まえ、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。 この場合において、「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」(第26回資金管理業務諮問委員会)に「指定格付機関」とあるのは「信用格付業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(4) 運用成果の評価 運用の基本方針に則して適切な運用がなされているかを判断する材料として、国債中心の商品でラダー型運用を実施することを前提に、「利付き国債による平均(単利)利回り」を指標として用い、四半期及び年間トータルでの運用評価を行う。</p>	<p>Ⅲ. 運用成果の評価 ○運用の基本方針に則して適切な運用がなされているかを判断する材料として、国債中心の商品でラダー型運用を実施することを前提に、「利付き国債による平均(単利)利回り」を指標として用い、四半期及び年間トータルでの運用評価を行う。</p>
<p>Ⅱ. 運用管理体制 1. 自家運用 再資源化預託金等の運用は自家運用により行う。ただし、再資源化預託金等の一部又は全部の運用を外部の機関に委託する場合は、選定基準及び管理基準を別途定める。</p>	<p>Ⅳ. リスク管理のための対応及び業務管理体制について 1. リスク管理のための対応について ・市場の諸情勢や保有銘柄の格付け情報の常時監視、適切な資金計画を作成しての資金繰りを行ない、資金フローの状況を常時監視するなどの運営を行う。 ・資金管理センター内を運用実施部門、事務管理部門、運用計画の策定部門に分けて相互に牽制が働く組織構成とする。 ・業務マニュアルの策定及び当該マニュアルや資産運用に関する各種規制・規程について職員が熟知するよう研修・周知を徹底するとともに、毎日の二重チェックにより業務上のミスが発生を防止する。 ・仮に、違反が発生した場合の報告体制を構築するとともに、定期的な内部監査・外部監査・システム監査を行う。</p> <p>2. 具体的な業務管理体制 ○再資源化預託金等の運用は自家運用により行うこととする。 ※外部の機関に再資源化預託金等の一部又は全部の運用を委託することとなる場合には、その時点で外部機関の選定基準・管理基準について詳細に定めることとなる。 ○資金管理センター内での体制 ・自家運用に当たっては、相互に牽制がきく仕組みとすべく資金運用に係る業務を「運用計画・運用結果の評価」、「運用業務の実行」、「債券等購入にともなう約定の検証」に分けて業務範囲を明確化するとともに、リスク管理責任者を置き、リスクを常に監視・検証していく体制とする。 ※本財団全体として監査室が設けられることから、当該監査室が資金管理センターの運用・管理状況についても定期的に監査を行う。</p>
<p>2. 運用計画会議の設置 資金管理センターにおいて、再資源化預託金等の運用計画、運用実施及びリスク管理等の実務に関する事</p>	<p>(新設)</p>

<p>項を審議することを目的として、担当役職員で構成する運用計画会議を設置する。</p>	
<p>3. 経営会議の決定 再資源化預託金等の年度運用計画、四半期運用評価及び年度運用評価は、経営会議にて決定する。</p>	(新設)
<p>4. 資金管理業務諮問委員会への諮問及び報告 資金管理センターは、資金管理業務諮問委員会に再資源化預託金等の年度運用計画を諮問し、四半期運用評価及び年度運用評価を報告する。</p>	(新設)
<p>5. 理事会への報告 資金管理センターは、再資源化預託金等の年度運用計画及び年度運用評価を理事会に報告する。</p>	(新設)
<p>6. 債券の購入に係る取引先の選定 債券の購入に係る取引先については、取引執行能力、事務処理能力、情報提供能力等に関する総合的な評価を行い、金融機関を選定する。</p>	<p>(2) 債券等の購入に係る取引先について</p> <p>○自家運用する債券等の購入に係る取引先として、金融機関を選定する場合には、調達規則を踏まえた上で、最良執行の観点から、取引先の取引執行能力、事務処理能力、情報提供能力等について総合的な評価を行うものとする。</p>
<p>7. 資産管理実務の外部委託 資金管理センターは、保有する債券等の資産管理実務について、資産管理機関に外部委託を行うことができる。事務統括部は、資産管理機関を選定するにあたり、資産保全の確実性、資産管理手数料の評価等を含む総合評価を行い、資産管理を適切かつ効率的に遂行できると判断した機関を採用する。</p>	<p>3. 資産管理実務の外部委託及び債券等を購入する取引先について</p> <p>(1) 資産管理実務の外部委託について</p> <p>○保有する債券等の資産管理実務（証券の保管・管理、証券・資金の受渡し・決済、利配金・償還金の受領、資産管理台帳等の管理資料の提供など）については、資産管理機関（会社）に外部委託を行う。</p> <p>○資産管理機関（会社）を選定するにあたっては、資産保全の確実性、資産管理手数料の評価等を含む総合評価を行い、資産管理を適切かつ効率的に遂行できると判断されたものを採用する。</p> <p>○委託に際しては、資産保全を最重点に位置付け、資産管理機関（会社）は以下のような資産管理基準を満たすことが必要なものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託資産を自己資産から明確に区分して管理するとともに、保有証券類の保管、資金の決済業務に当たっては、善良なる管理者の注意をもって、専ら委託者たる資金管理センターに対して忠実に職務を遂行すること。 ・受託資産は法的にも委託先の資産管理機関（会社）と分離され、いかなる担保、抵当権の設定も行わないこと。 ・毎月末の資産の管理状況に関する報告を資金管理センターに行うこと。また、資金管理センターから要請があった場合には、その指示にもとづいて適切な報告を行うこと。 ・各種法令、契約又は資産管理基準等に反する行為があった場合には、資産管理機関（会社）は直ちに資金管理センターに対し報告を行ない、指示に従うこと。
<p>Ⅲ. 運用の基本方針の定期的な見直し 運用の基本方針は、経済環境、金融市場動向及び自動車販売台数並びに再資源化預託金等の管理に関する会計における収支状況等を踏まえたうえで、原則として5年ごとに定期的な見直しを行う。</p>	<p>V. 運用の基本方針の定期見直し</p> <p>○運用の基本方針については、経済環境、金融市場動向及び自動車販売台数並びに再資源化預託金等特別会計における収支状況等を踏まえた見直しを、原則として5年ごとを目途に定期的に行う。</p>